

# 和歌山県乳がん検診精密検査協力医療機関登録要領

## 1 目 的

この要領では、市町村が実施する乳がん検診で要精密検査とされた者が、和歌山県乳がん検診実施要領6に定める精密検査を適切に受診できるよう、一定の要件を満たす医療機関の名簿を作成し、乳がん検診の精度向上を図るため、必要な事項を定める。

## 2 登録の要件

乳がん検診精密検査機関登録の要件は以下のとおりとする。

- ① 次の精密検査及び診断が実施できること
  - (1)問診・視触診
  - (2)診断用乳房エックス線
  - (3)診断用乳房超音波検査
  - (4)細胞診及び組織診（針生検・吸引式組織生検・外科的生検）  
吸引式組織生検及び外科的生検は、実施可能な施設と連携できればよい。
- ② 精密検査を行う医師は、日本乳癌学会の乳腺専門医もしくは認定医で精密検査に習熟した者が行う、あるいはその監督下で行えることが望ましい。
- ③ 乳房エックス線写真の読影は、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下、「精中機構」という。）が主催（共催）する読影講習会を修了し、評価B以上を有する医師が行えること。
- ④ 放射線技師が乳房エックス線撮影を行う場合は、精中機構が主催（共催）する撮影技術講習会を修了し評価B以上のものを行う、あるいはその監督下で行えること。
- ⑤ 乳房超音波検査は、検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師が行うこと。  
なお、乳房超音波検査に習熟した者とは、日本超音波医学会の超音波専門医（総合・乳腺）、超音波検査士（体表）の資格を有しているか、日本乳腺甲状腺超音波医学会または精中機構が主催（共催）する超音波講習会を修了し、評価B以上の者であることが望ましい。
- ⑥ 精中機構のマンモグラフィ検診施設画像認定施設であること。
- ⑦ 精密検査結果を速やかに一次検診機関または市町村に報告できること。
- ⑧ 精密検査の適正化を図るため、生活習慣病検診管理指導協議会乳がん部会の求めに協力できること。
- ⑨ 乳がん検診精密検査協力医療機関として、以下の内容について広く情報提供されることに同意できること。  
〔情報提供項目〕
  - (1)医療機関名
  - (2)所在地
  - (3)電話番号
- ⑩ この要領に定める要件のほか、日本乳癌学会・日本乳癌検診学会による乳がん検診の精密検査実施基準に定める内容を満たすことができること。

### 3 新規登録手続

- (1) 名簿への登録を希望する医療機関は、様式1により和歌山県福祉保健部健康局健康推進課（以下「健康推進課」とする。）に申請する。
- (2) 県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会肺がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。
- (3) 県は、登録が決定した医療機関を名簿に追加し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。

### 4 登録の更新

- (1) 登録の更新は、原則として3年毎に行うものとし、更新を希望する医療機関は健康推進課が指定する期日までに様式1により申請する。
- (2) 県は、登録の更新の可否について申請書類を速やかに審査した上で、決定する。

### 5 登録内容の変更及び登録の取消

- (1) 登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式2により、登録の辞退を希望する場合は様式3により、それぞれ健康推進課に届け出る。
- (2) 登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。